

—富良野消防署占冠支署からのお知らせ—

令和8年3月25日

■「たき火」の届出について

・令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を受け、国の検討会で検討された結果を踏まえ、富良野広域連合では火災予防条例を改正し、令和8年3月1日から、屋外での「たき火」を行う場合は「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生するおそれのある行為」による届出が必要となりました。

■届出が必要な「たき火」とは？

- ・農業や林業を営むために行われる「畔（あぜ）焼きなどの野焼き」、「わらや伐採下枝の焼却」
- ・薪（たきぎ）を使用して直火又は焼台等の器具を使用して行う「たき火」や「調理」、「キャンプファイヤー」
- ・宗教上の行事を行うための「どんど焼き」、「お焚き上げ」など屋外において炎や煙があがるものが該当します。

※木炭やカセットコンロを使用した調理は、火災と見まちがうような炎や煙があがらないため、たき火には該当しません。

■事前に届出が必要です。

- ・「揚煙等の行為の届出書」により、事前に届出が必要です。

（富良野広域連合火災予防条例第53条）

- ・届出様式は富良野広域連合ホームページからダウンロードできます。
- ・占冠支署にも様式があります。

※判断に迷う場合は、下記まで事前に相談してください。



担 当：占冠支署 指導係（奥平・山西・山田）

☎：56-2119 FAX：56-2738